

養殖施設への乗揚げ注意について

- 博多港内には下図のように、漁業権者が区画漁業権の免許を受け、**多数の養殖施設を設置**しています。
- 令和5年10月29日（日）の早朝、**のり養殖区画に小型船舶が乗揚げ**、航行不能になる事案が発生しました。
- 同区画内に入ると**施設の損壊や推進器が網に絡まり、航行不能になる恐れがあるので、各区画の位置を事前に確認の上、航行しましょう。**

【区画漁業権連絡図（福岡市西区姪浜、能古、東区箱崎地先）】



公示番号	漁業の名称	漁業時期	漁場位置
2	のり養殖業	10月1日～3月31日	福岡市西区姪浜小戸地先
3	のり養殖業	10月1日～3月31日	福岡市西区室見川沖
110	わかめ養殖業	10月1日～5月31日	福岡市東区箱崎地先
307	かき養殖業	1月1日～12月31日	福岡市西区能古島地先

引用：福岡県水産局漁業管理課HP

※ 博多湾内の他海域における区画漁業権については、下記ホームページを参照ください。

福岡県HP：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/202148.pdf>

【連絡・お問合せ先】



福岡海上保安部 交通課
福岡県漁業管理課

☎ 092-281-5867
☎ 092-643-3556

福岡県HP

